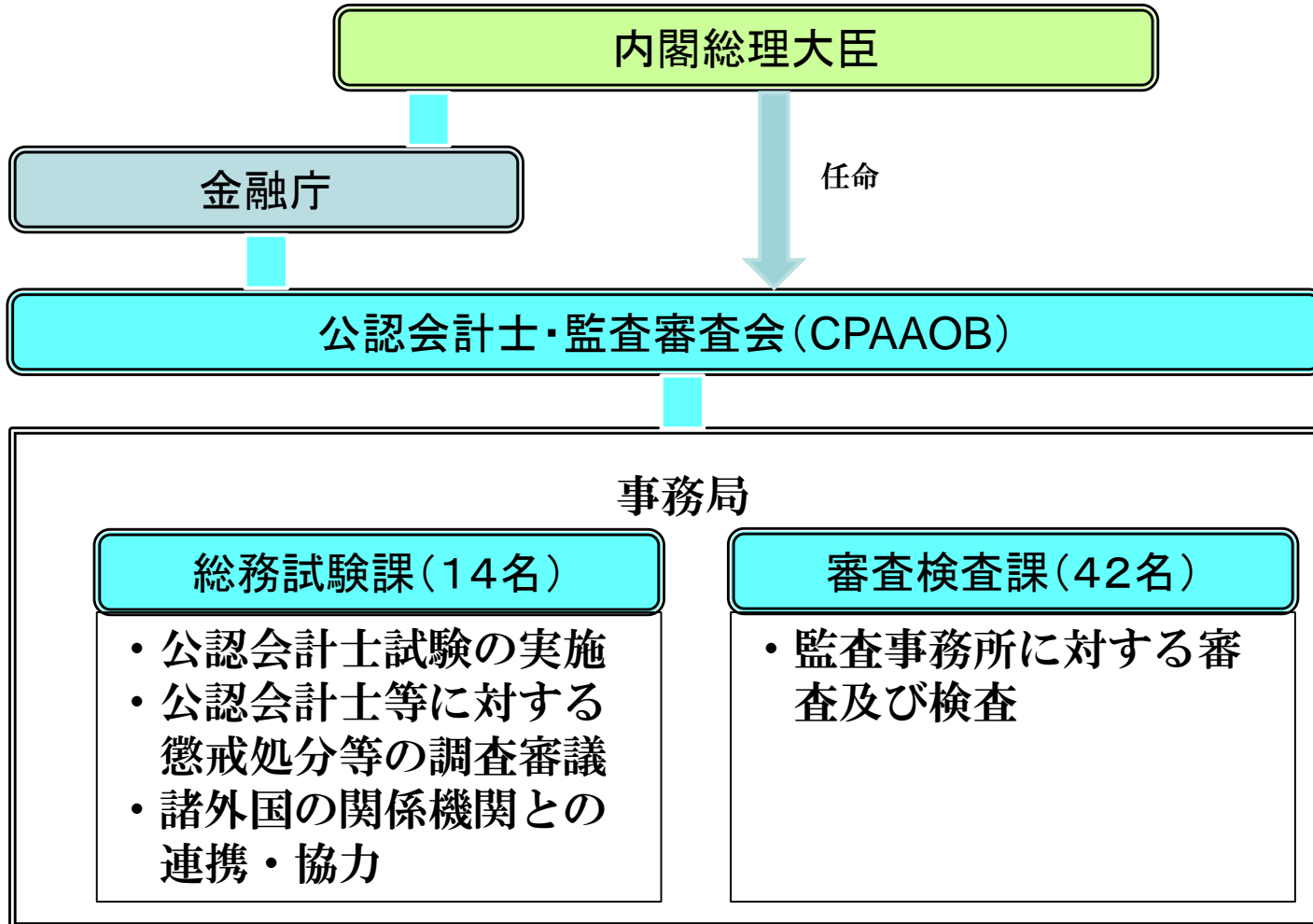

職業としての監査 ～公認会計士の魅力

弘前大学
令和4年5月30日

公認会計士・監査審査会
会長 松井 隆幸

公認会計士・監査審査会とは



上記人員数は、令和3年度定員ベース

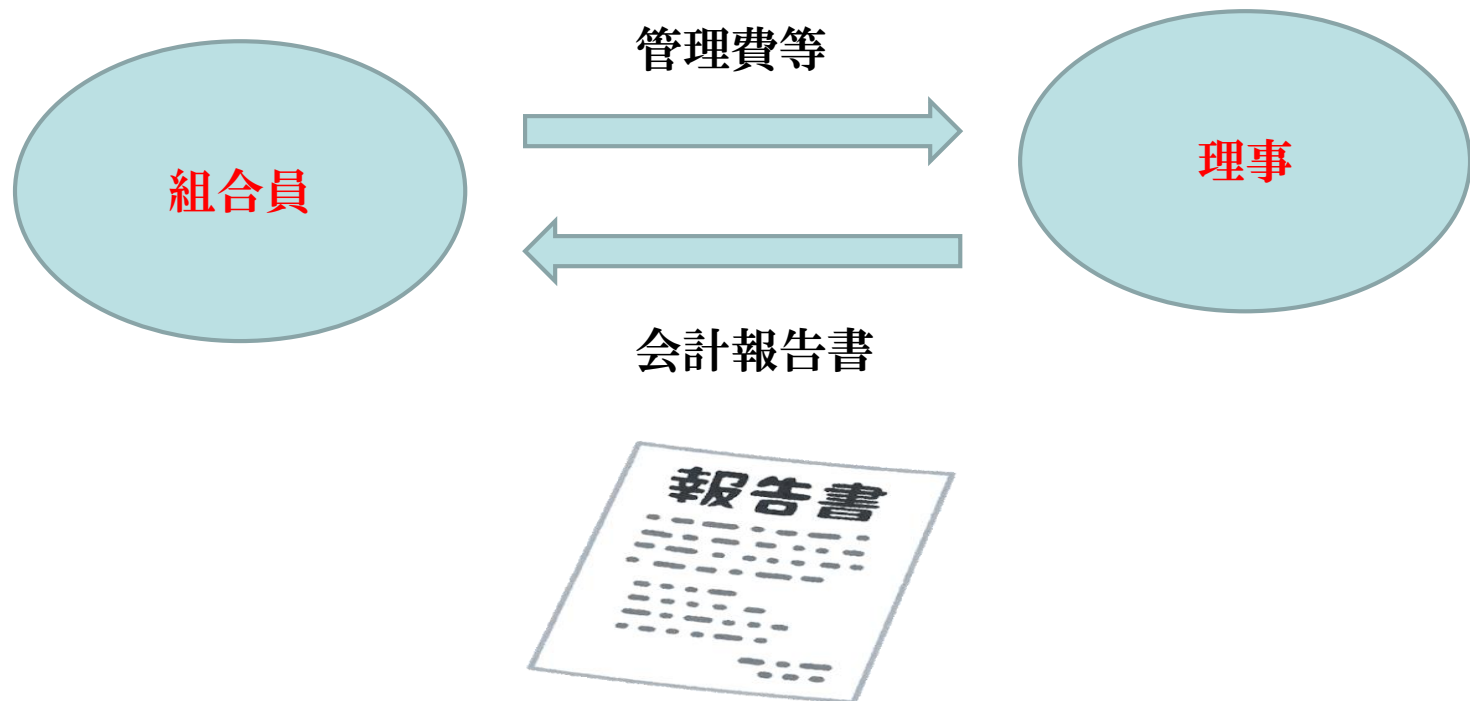
(審査会『公認会計士・監査審査会』令和元年度版、2頁。一部修正。)

構成

- I. 身近な監査～監査はなぜ必要になるのか
- II. 公認会計士による監査
- III. 監査人の要件と監査法人
- IV. 会計及び監査の知識・経験を活かして
おわりに



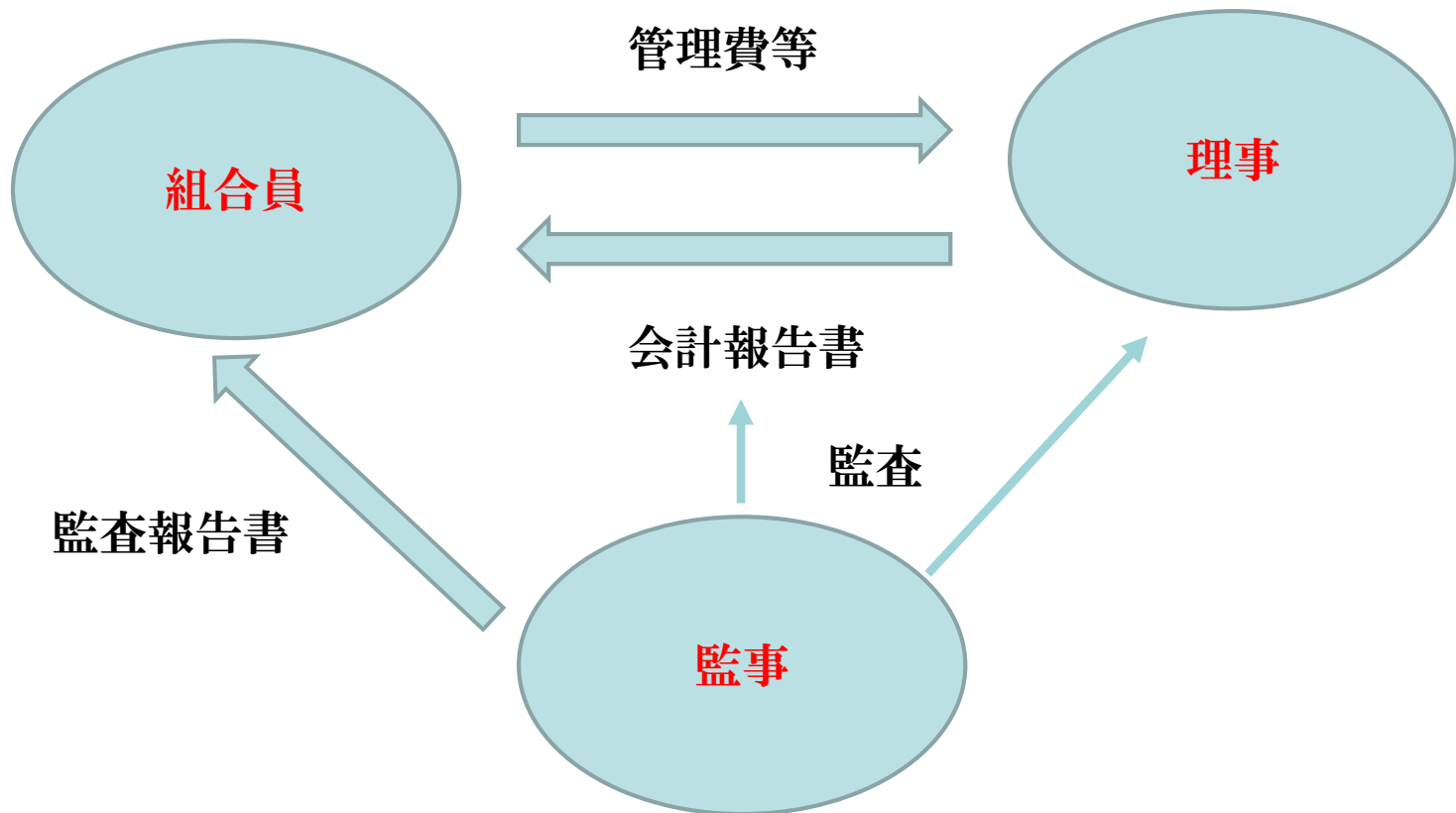
I. 身近な監査～監査はなぜ必要になるのか



I. 身近な監査～監査はなぜ必要になるのか

- 「監査」という言葉は、耳慣れない言葉かもしれませんが、身近にも監査を行う人たちは数多く存在しています。
 - － 町内会の「監事」
 - － マンション等の管理組合の「監事」
 - － サークルの「監事」
- 管理組合の監事を例に、監事の役割を考えてみましょう。
- 理事の人たちには、組合員から預かった管理費等を使用し、管理組合の業務を遂行する責任があります。
- そして、管理費等を使用してどのような業務を遂行したか、管理組合にどれだけの資金があるかを、一定期間毎に、報告します。
 - － この報告は、多くの場合、会計報告書によって行われます。

I. 身近な監査～監査はなぜ必要になるのか



I. 身近な監査～監査はなぜ必要になるのか

- 組合員の人たちは、会計報告書に基づいて、理事の人たちの責任の達成状況を判断します。
- 組合員の人たちが、判断を適切に行うことができるためには、報告書が信頼できなければなりません。
- 組合員の人たちが、理事の人たちをよく知っているため理事の人たちに信頼をおくことができ、また理事の人たちも誠実であれば、問題は起きないでしょう。あるいは、組合員の人たちが、自分ですぐに理事の人たちの行為や報告書の信頼性を調べるのであっても、問題は起きないでしょう。

I. 身近な監査～監査はなぜ必要になるのか

- しかし、組合の規模が大きくなると、組合員の人たちと理事の人たちが日常的に接する機会が少なくなり、報告書の作成方法や内容も複雑になりますから、報告書を無条件に信頼すること、すぐに信頼性等を調べることも困難になります。
- そこで、「**監事**」が登場し、理事の行為を調べ、報告書が**信頼できるか**を**監査**し、その結果を組合員に報告する役割を担うようになります。

Ⅱ. 公認会計士による監査

1. 仕事として監査を行う人々
2. 公認会計士の使命と業務
3. 財務情報の役割
4. 財務諸表監査の意義



金融庁『基礎から学べる金融ガイド』令和3年、金融庁、11頁。

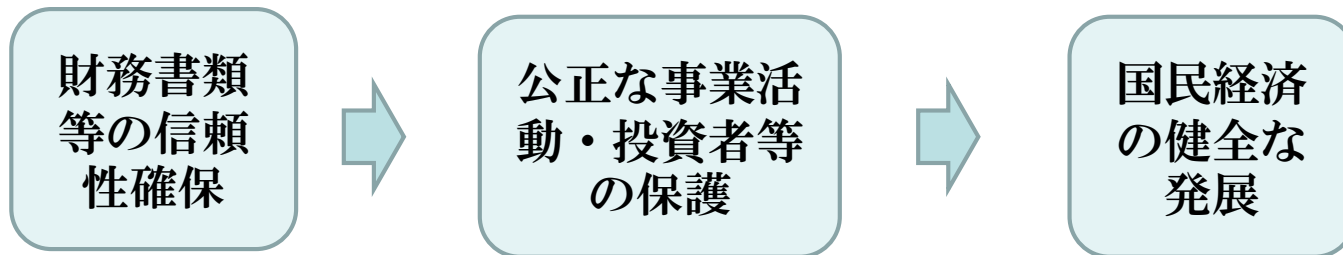
Ⅱ-1 仕事として監査を行う人々

- 仕事として監査を行う人々は数多くいます。
 - － 例えば、株式会社では、「監査役」や「内部監査人」が監査を行います。
- 「監査」を「**専門職業**」として行うのは、公認会計士です。公認会計士は、法律により、会計及び監査の専門家であることを認められています。
 - － 多くの法令では、公認会計士の監査を受けるように求める規定があります。

Ⅱ-2 公認会計士の使命と業務

- 公認会計士の使命（公認会計士法第1条）

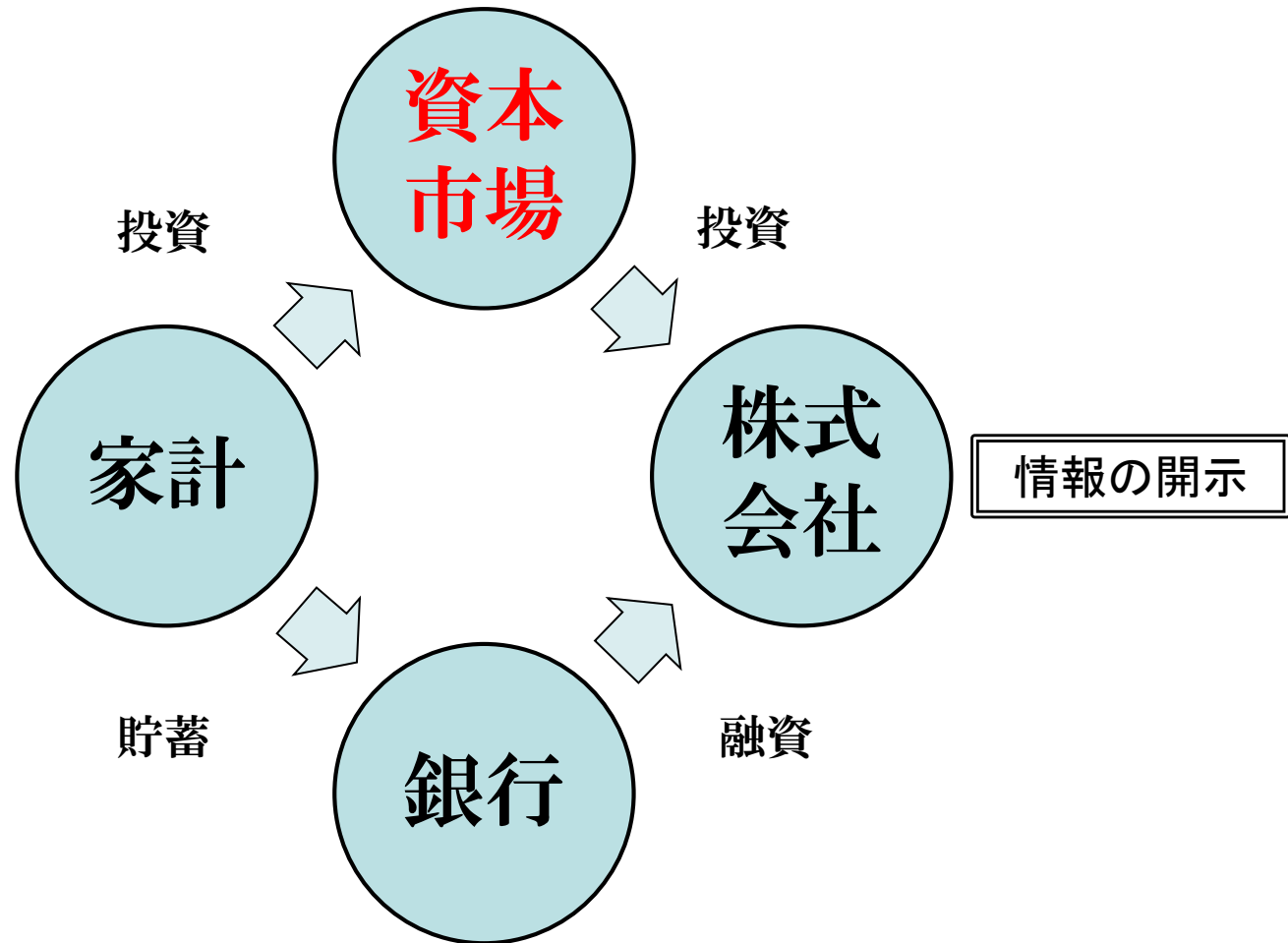
「公認会計士は、監査及び会計の専門家として、独立した立場において、**財務書類**その他の財務に関する情報の**信頼性を確保**することにより、会社等の公正な事業活動、投資者及び債権者の保護等を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを使命とする。」



Ⅱ-2 公認会計士の使命と業務

- 使命を達成するため、公認会計士は「他人の求めに応じ報酬を得て、**財務書類の監査**又は証明をする」（公認会計士法第2条1項）ことを業務としています。
- 加えて、公認会計士の名称を用いて「他人の求めに応じ報酬を得て、財務書類の調整をし、財務に関する調査若しくは立案をし、又は財務に関する相談に応ずる」（公認会計士法第2条2項）業務をすることもできます。

Ⅱ-3 財務情報の役割



Ⅱ-3 財務情報の役割

- 株式会社は、設備投資等に必要な資金を調達するため、株式や社債を発行し、投資者に売却します。
 - － 銀行等から融資を受け、資金調達する場合もあります。
- 投資者は、購入後、必要に応じて、株式や債券を自由に売買できれば、購入は容易になります。したがって、株式会社の資金調達も容易になります。
- 株式会社が株式等を発行・売却して資金調達し、また投資者等が株式等を売買する《場》が**資本市場**です。

Ⅱ-3 財務情報の役割

- 資本市場に参加する投資者は、投資意思決定をするため、会社に関する情報を必要とします。
 - － 投資者等は、財務情報に基づき、自分が提供した資金を効率的に活用する株式会社を選択して投資しようとしています。
 - － その結果、効率的な収益力の高い会社が有利に資金調達できるようになることを通し、適切な資源配分が実現します。

Ⅱ-3 財務情報の役割

- 資本市場を司る法律が金融商品取引法です。
- 金融商品取引法では、上場会社等が提出する有価証券報告書等の書類において、財務諸表等の財務情報を開示するように求めています。
- 有価証券報告書等の開示書類は、**EDINET** (Electronic Disclosure for Investor's Network) で入手できます。

Ⅱ-3 財務情報の役割

発行開示

- 有価証券届出書
- 目論見書

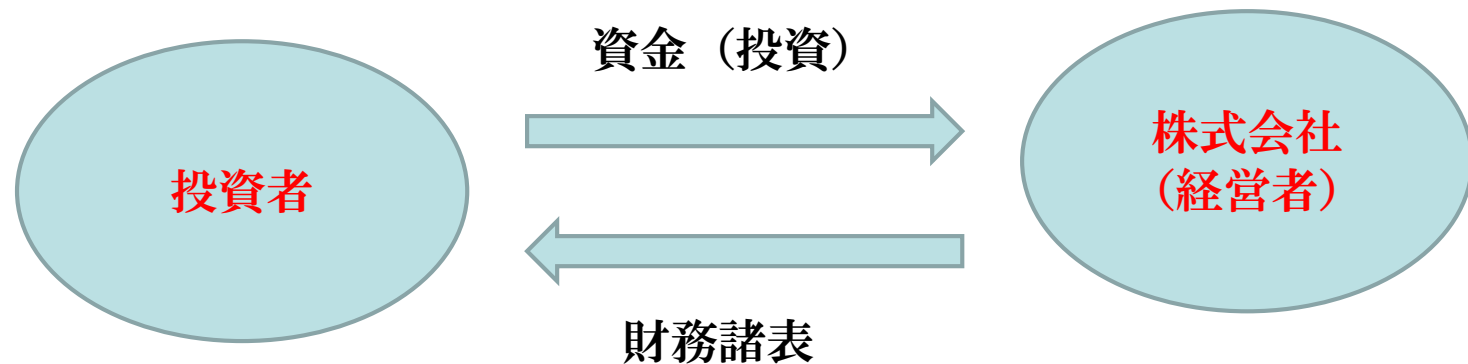
流通開示

- 有価証券報告書
- 内部統制報告書
- 四半期報告書
- 臨時報告書

適時開示（取引所規則）

- 決算短信等

Ⅱ-4 財務諸表監査の意義



投資者（株主等）は、財務諸表について、2つの判断をする必要があります。

- ① 情報内容の解釈
- ② 情報の質（信頼性）の評価

Ⅱ-4 財務諸表監査の意義

- 財務諸表等の財務情報は、株式会社の経営者が作成します。
- 情報の利用者である投資者は、当該株式会社について、経営者のような詳細な情報は持っていない。また、会計などについての知識も、十分に持っていないことが多いといえます。
- こうした中で、経営者には、場合によっては、都合な情報は隠したい、あるいは状況を実際よりも良く見せたいという誘惑が生じます。

Ⅱ-4 財務諸表監査の意義

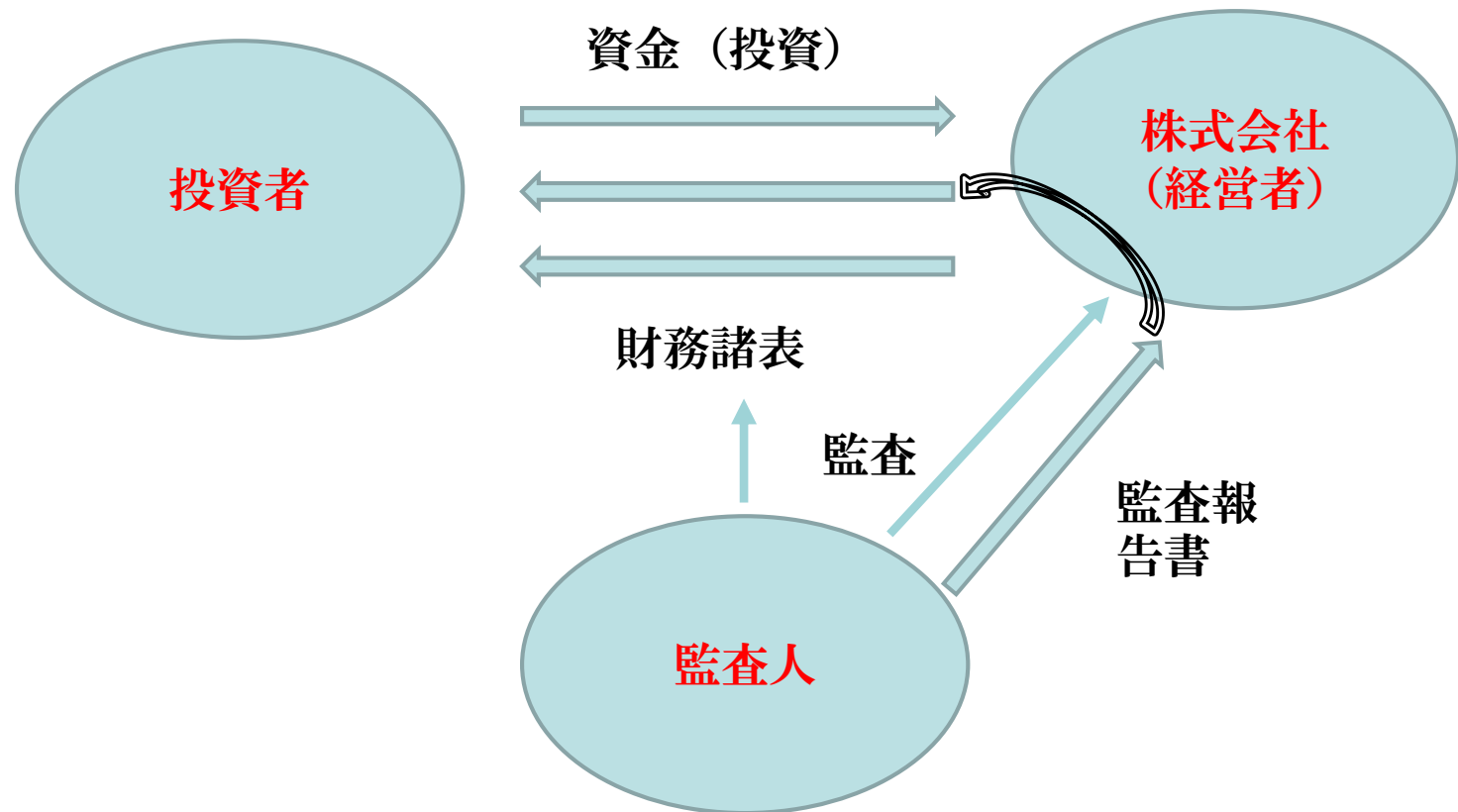


pixta.jp - 54426926



- 会社の業績が悪く
なっているのに、良くなっているように見える財務諸表を株主等に示したとしたらどうなるでしょうか？
- その財務諸表を信頼して資金を提供した投資家は、ある日突然実態が判明して、損失を被るかもしれません。

Ⅱ-4 財務諸表監査の意義



Ⅱ-4 財務諸表監査の意義

- 情報が信頼できなければ、株式を購入する、すなわち投資をしようという人は、少なくなるでしょう。
- 一方、投資者等自身で情報の信頼性を確かめることは困難です。
- 投資を促進して会社の資金調達を容易にしなければ、経済は発展しません。そのため、情報の信頼性を確保することは必要不可欠です。

Ⅱ-4 財務諸表監査の意義

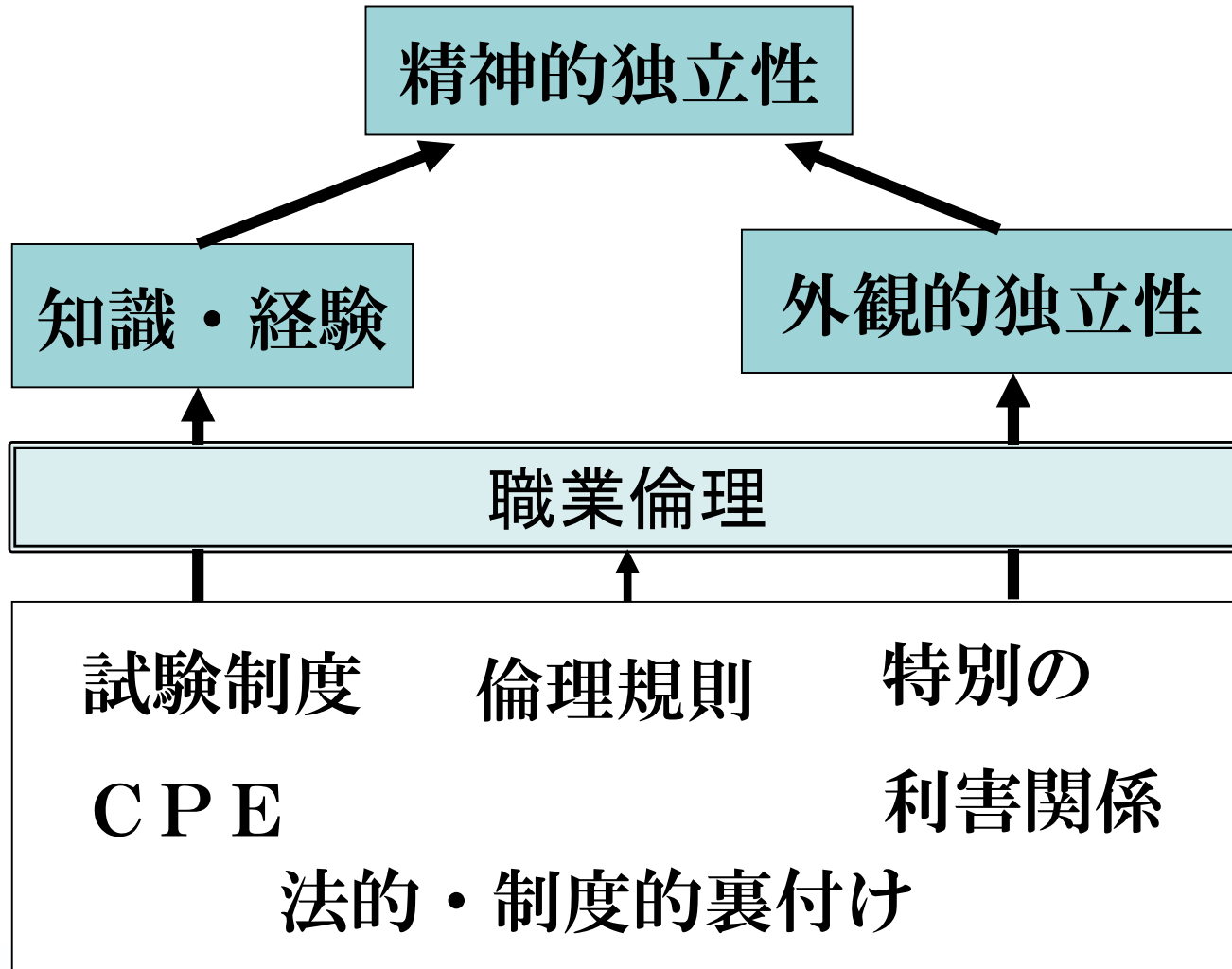
- この問題を解決するには、経営者と投資者等の間に立つ人（監査人）が情報の信頼性を確かめ、投資者に結果を伝えるようにすればよいのです。
- 公認会計士は、監査人として財務諸表の信頼性を確かめることを通して、資本市場の活性化、ひいては国民経済の発展に不可欠な役割を担っているのです。
- 金融商品取引法では、開示される財務諸表について、公認会計士又は監査法人の監査証明を受けるように求めています。（第193条の2第1項）

Ⅲ. 監査人の要件と監査法人

1. 監査人の要件
2. 公認会計士試験制度
3. 監査法人



Ⅲ-1 監査人の要件



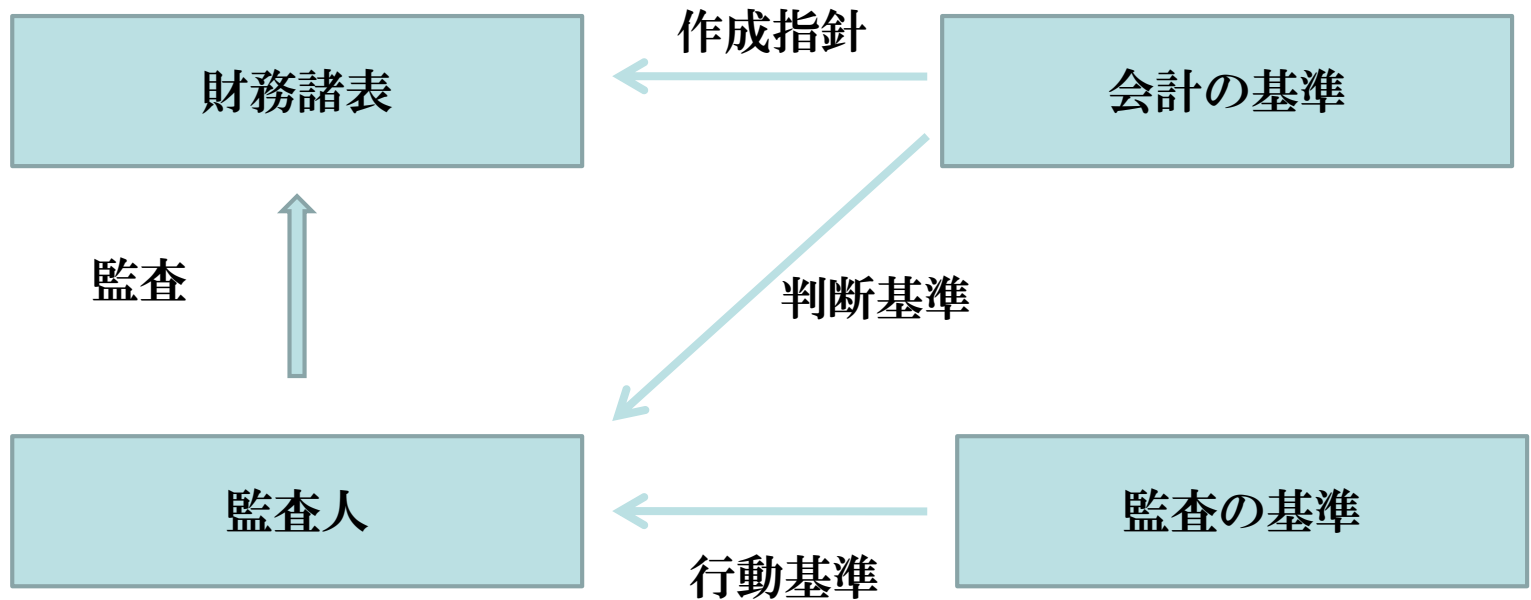
Ⅲ-1 監査人の要件

- 財務諸表監査業務を実施するには、財務諸表の信頼性について、公正不偏の立場から、適切な判断を下すことができません。（精神的独立性）
- 公正不偏の立場を堅持するため、監査の実施者である公認会計士は、職業的専門家として自覚を持って自らを律し、公正かつ誠実に社会的期待に応える行動をとることが求められます。（職業倫理）
- 日本公認会計士協会は、倫理規則を定め、公認会計士にこのような行動をとるよう義務付けています。

Ⅲ-1 監査人の要件

- 適切な判断を下すことができるために、公認会計士は、会計や監査及び関連する諸領域に関する相当の**専門的知識**と**実務経験**を備えている必要があります。
- そこで、金融商品取引法等では、**公認会計士試験**に合格し、**実務経験・実務補習**を経て修了考査に合格した公認会計士のみに監査業務を認めているのです。

Ⅲ-1 監査人の要件



Ⅲ-1 監査人の要件

- 加えて、会計や監査を取り巻く環境は、資本市場のグローバル化、株式会社等の大規模化や多角化、技術の進歩等により大きく変化しています。
- 公認会計士は、これらの**変化に対応**して、専門的知識をアップデートして能力を維持・研鑽し、実務経験を積む必要があります。
- そのため、公認会計士は、継続的に専門研修を受講するように義務付けられています
(**継続的専門研修制度**：Continuing Professional Education)。

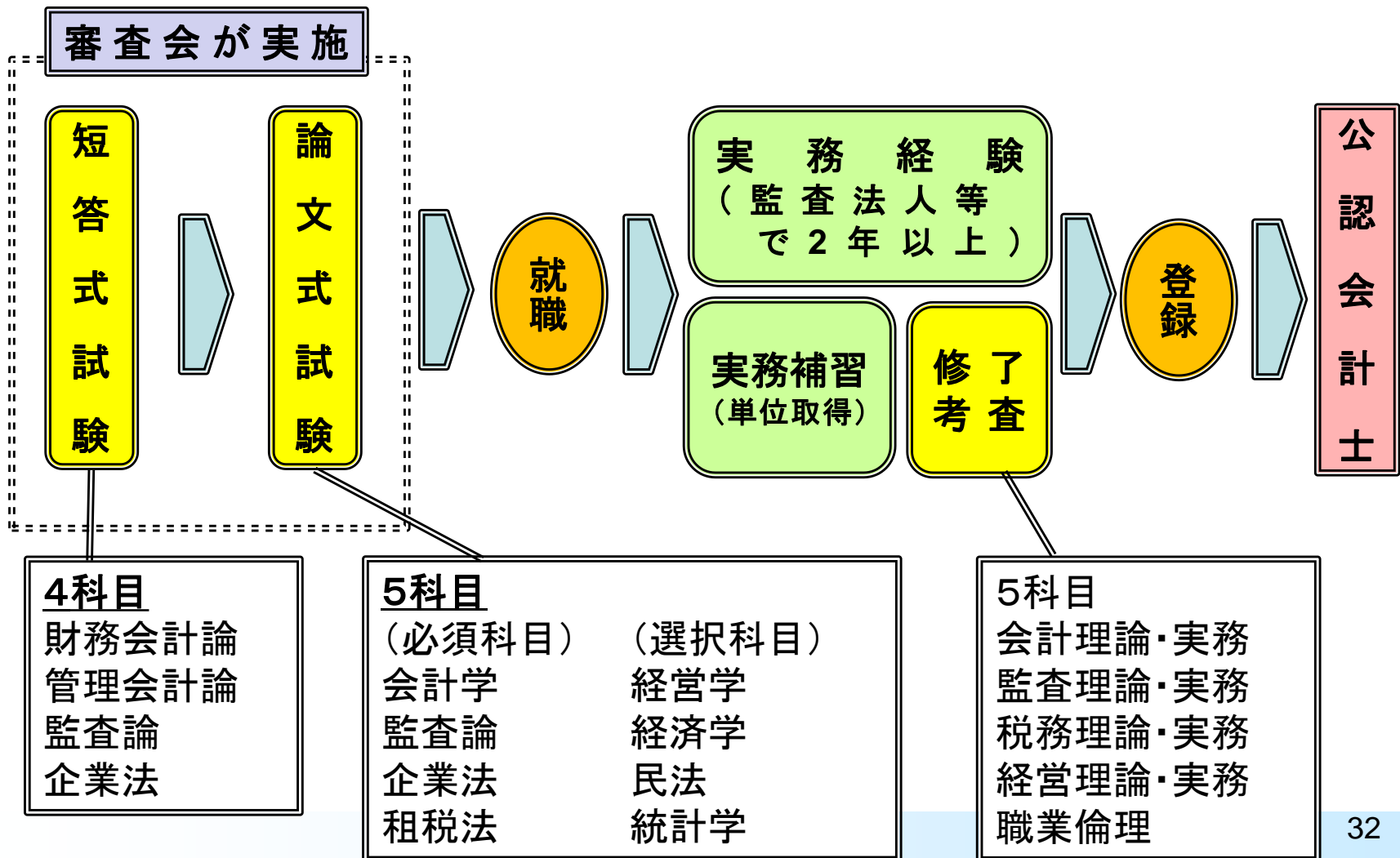
Ⅲ-1 監査人の要件

- 財務諸表監査は、経営者が公表する財務諸表の信頼性を確かめるために行われるのですが、監査報酬は経営者側から支払われる関係にあります。
- 公認会計士は、この関係の中で監査を実施しますから、**公共の利益**の観点から、常に公正不偏な判断を下すことができるように、精神的に独立であることに影響を及ぼすような利害関係を持たず、また持っているかのような疑いを招かないことが重要です。（**外観的独立性**）
 - － 金融商品取引法では、監査対象である会社と「**特別の利害関係**のない公認会計士又は監査法人」が監査をするように求めています。

Ⅲ-2 公認会計士試験制度

- 公認会計士法第5条は、公認会計士試験の目的と方法について、次のように規定しています。
 - － 「公認会計士試験は、公認会計士になろうとする者に必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定することを目的とし、短答式及び論文式による筆記の方法により行う。」
- 公認会計士・監査審査会は、公認会計士試験の実施を担う機関です。

Ⅲ-2 公認会計士試験制度



Ⅲ-2 公認会計士試験制度

- 短答式試験と論文式試験は、役割を分担しつつ、受験者の学識と応用能力を判定します。
- 短答式試験＝受験者が、論文式試験を受験するために必要な**専門的知識**を備えているかを判定するための試験です。
 - － 審査会が公表している「出題範囲の要旨」に沿って、基礎力を確かめる問題や基本的な事項の理解を問う問題が出題されます。

Ⅲ-2 公認会計士試験制度

- 論文式試験＝受験者が必要な専門的知識を有しているという前提で、受験者の思考力、判断力、**応用能力**、論述力等を評価します。
 - － 短答式試験のある科目の「出題範囲の要旨」では、論文式試験の出題範囲を短答式試験よりも絞り込んでいます。
 - － 会計学、監査論、企業法、租税法及び民法については、法令集を受験時に配布しています。

Ⅲ-2 公認会計士試験制度

- 短答式試験

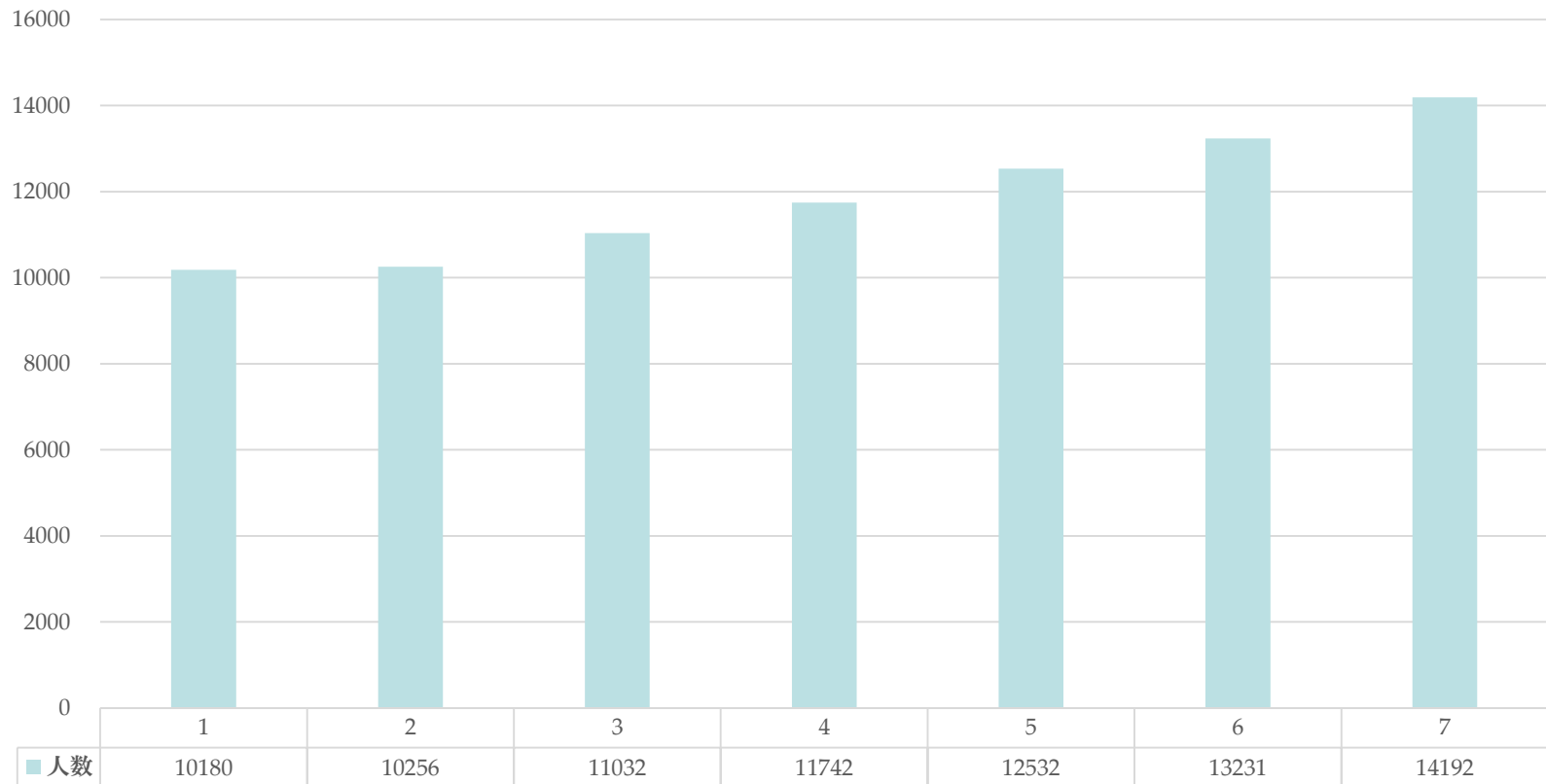
科目	試験時間	問題数	配点
財務会計論	120分	40問以内	200点
管理会計論	60分	20問以内	100点
監査論	60分	20問以内	100点
企業法	60分	20問以内	100点

- 論文式試験

科目	試験時間	問題数	配点
会计学	300分	大問五問	300点
監査論	120分	大問二問	100点
企業法	120分	大問二問	100点
租税法	120分	大問二問	100点
選択科目	120分	大問二問	100点

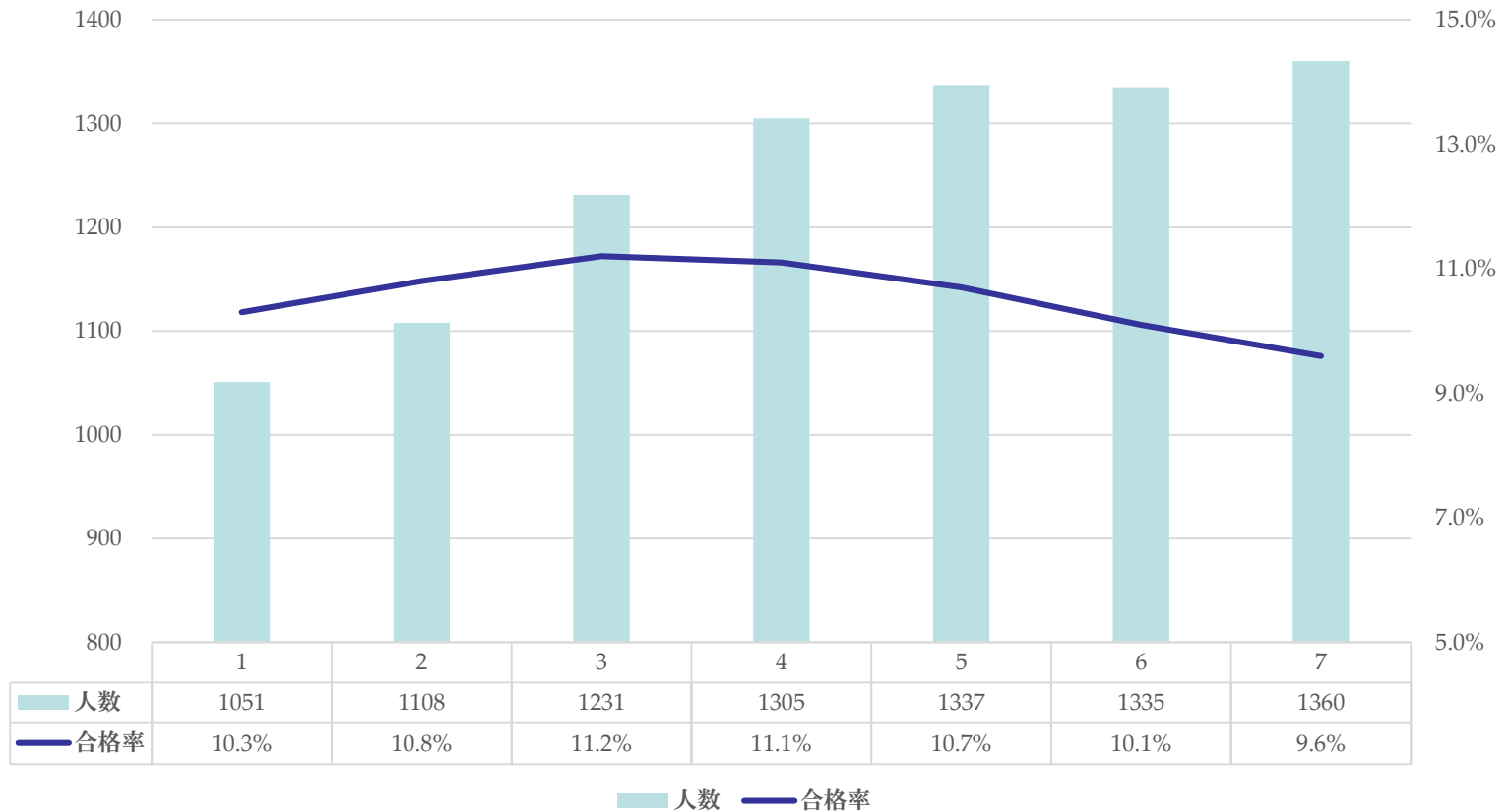
Ⅲ-2 公認会計士試験制度

願書提出者数

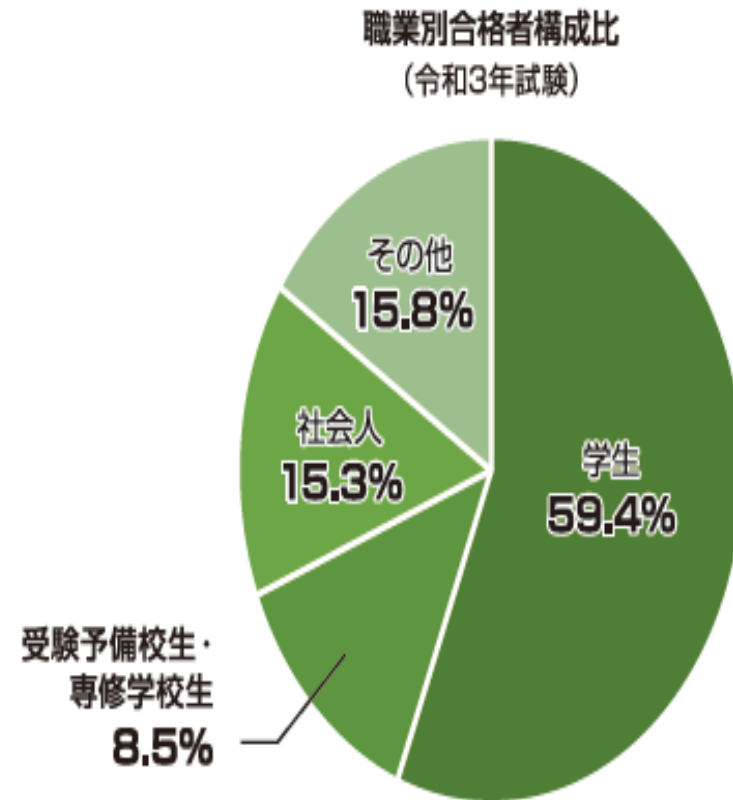
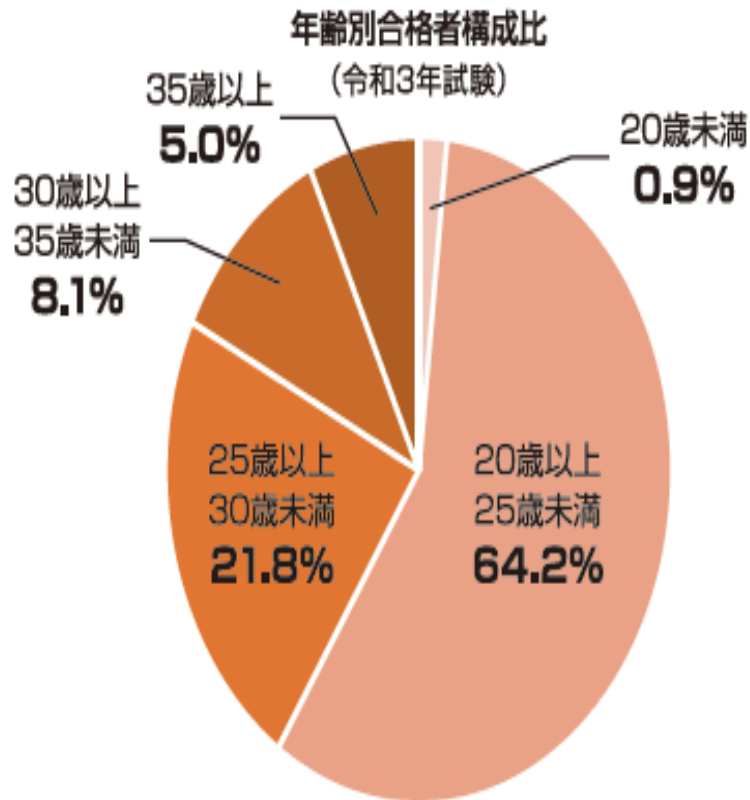


Ⅲ-2 公認会計士試験制度

合格者数・合格率



Ⅲ-2 公認会計士試験制度



公認会計士・監査審査会『目指せ、公認会計士！』（パンフレット）

Ⅲ-2 公認会計士試験制度

- 最近の状況をみると、願書提出者数は、緩やかな右肩上がりです。合格者数も、令和2年に、コロナ感染症の影響もあり、わずかに減少しましたが、緩やかな右肩上がりです。
- 20歳代前半、大学時代に合格する方が多くなっています。
- 合格者の多くは、監査法人に就職します。
- 最近の試験合格者の就職状況は、良い状況にあります。20歳代の合格者は、多くの場合、希望すれば大手監査法人に採用されたと聞いています。

Ⅲ-2 公認会計士試験制度

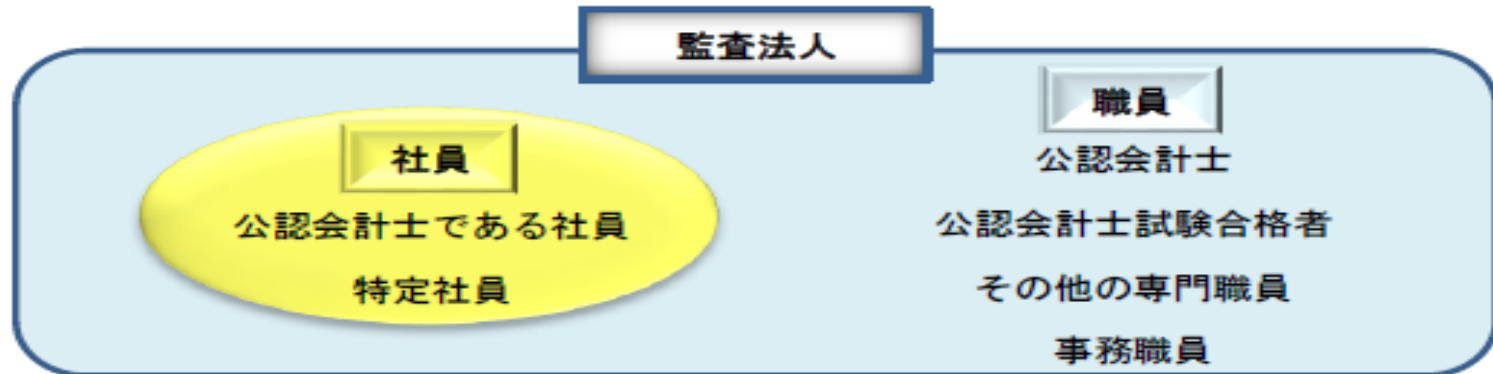
- 監査法人での業務補助等に従事して実務経験を積みながら、実務補習を受け、修了考査の合格を目指すこととなります。
- 業務補助等
 - － 業務補助（監査業務に関して、公認会計士又は監査法人を補助）と実務従事（財務に関する監査、分析その他の実務で政令で定めるものに従事）があります。
 - － 業務補助等の期間は、2年以上とされています。（公認会計士法第15条、3年に延長の見込み）
- 実務補習
 - － 公認会計士として必要な技能を修習させることを目的として実施されます。（公認会計士法第16条）
 - － 現在、（一財）会計教育研修機構が運営しています。修業年限は、原則として3年です。

Ⅲ-3 監査法人

- 監査法人とは、財務書類に関する**監査業務を組織的に行う**ことを目的として、公認会計士が共同して、公認会計士法に基づいて設立した法人です。
- 監査法人制度は、監査対象である株式会社等の大規模化・多角化にともない、監査人側も組織化するために導入されました。
- 監査法人は、令和3年3月末時点で、258法人あります。

Ⅲ-3 監査法人

図表Ⅰ-2-2 <監査法人の人員構成イメージ>



(資料) 池田唯一=三井秀範監修 新しい公認会計士・監査法人監査制度—公正な金融・資本市場の確保に向けて— (第一法規、平成 21 年) 55 ページの図を参考に、審査会作成

	大手監査法人	準大手監査法人	中小監査法人
社員数	約 150 人～約 600 人	約 30 人～100 人弱	～約 30 人
常勤職員数	約 2,900 人～約 6,400 人	約 170 人～800 人弱	～約 80 人

(注) 監査法人の規模別の特徴については、図表Ⅲ-1-3 <監査法人の規模別の特徴> (63 ページ) を参照のこと。

審査会『令和3年版 モニタリングレポート』令和3年、16頁。

Ⅲ-3 監査法人

図表Ⅳ-2-4 <大手監査法人及び準大手監査法人が所属しているグローバルネットワークの一覧>

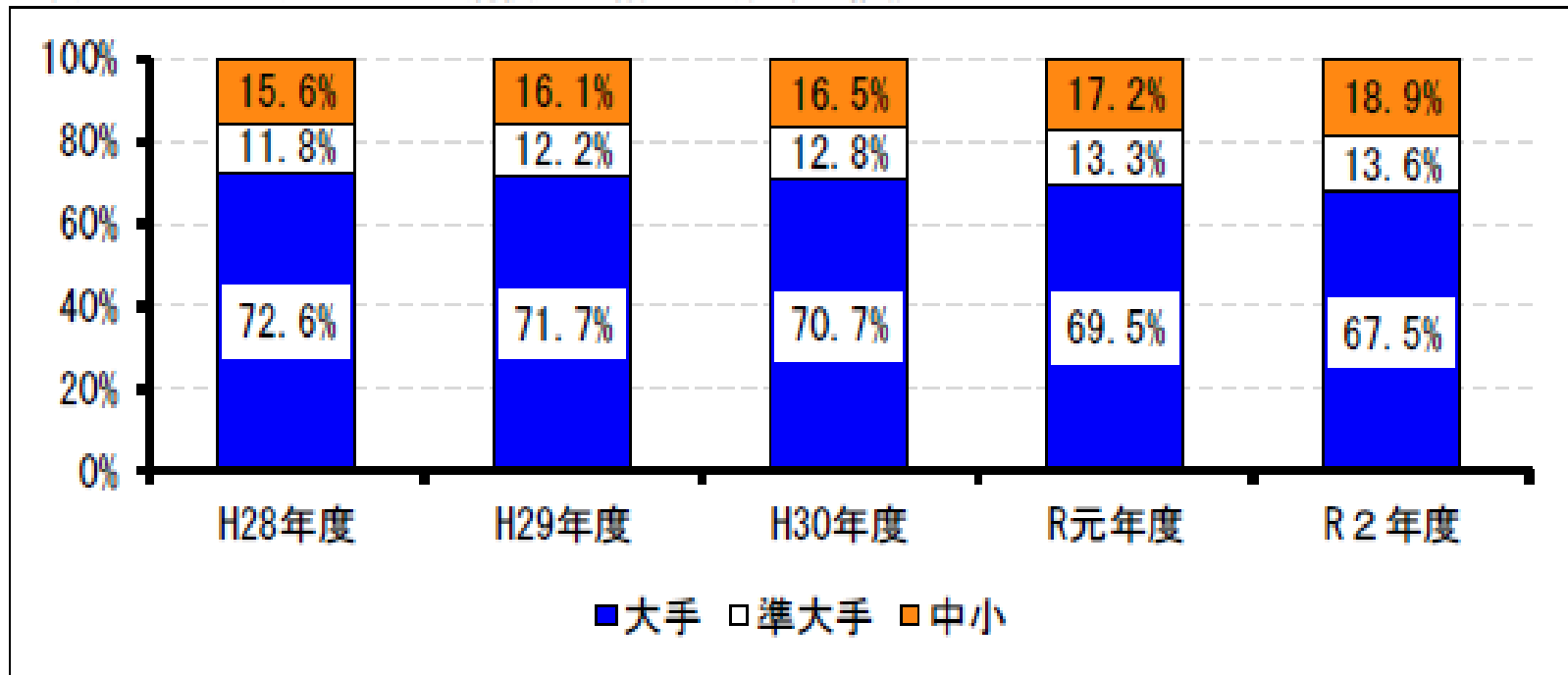
監査法人	グローバルネットワーク
有限責任あずさ監査法人	KPMG International Cooperative (KPMG)
有限責任監査法人トーマツ	Deloitte Touche Tohmatsu Limited (DTT)
EY 新日本有限責任監査法人	Ernst & Young Global Limited (EY)
PwC あらた有限責任監査法人	PricewaterhouseCoopers International Limited (PwC)
仰 星 監 査 法 人	NEXIA International Limited (NEXIA)
三 優 監 査 法 人	BDO International Limited (BDO)
太 陽 有 限 責 任 監 査 法 人	Grant Thornton International Limited (GT)
東 陽 監 査 法 人	Crowe Global
P w C 京 都 監 査 法 人	PricewaterhouseCoopers International Limited (PwC)

(資料) 各監査法人の公表資料に基づき、審査会作成 (令和3年7月1日現在)

審査会『令和3年版 モニタリングレポート』令和3年、111頁。

Ⅲ-3 監査法人

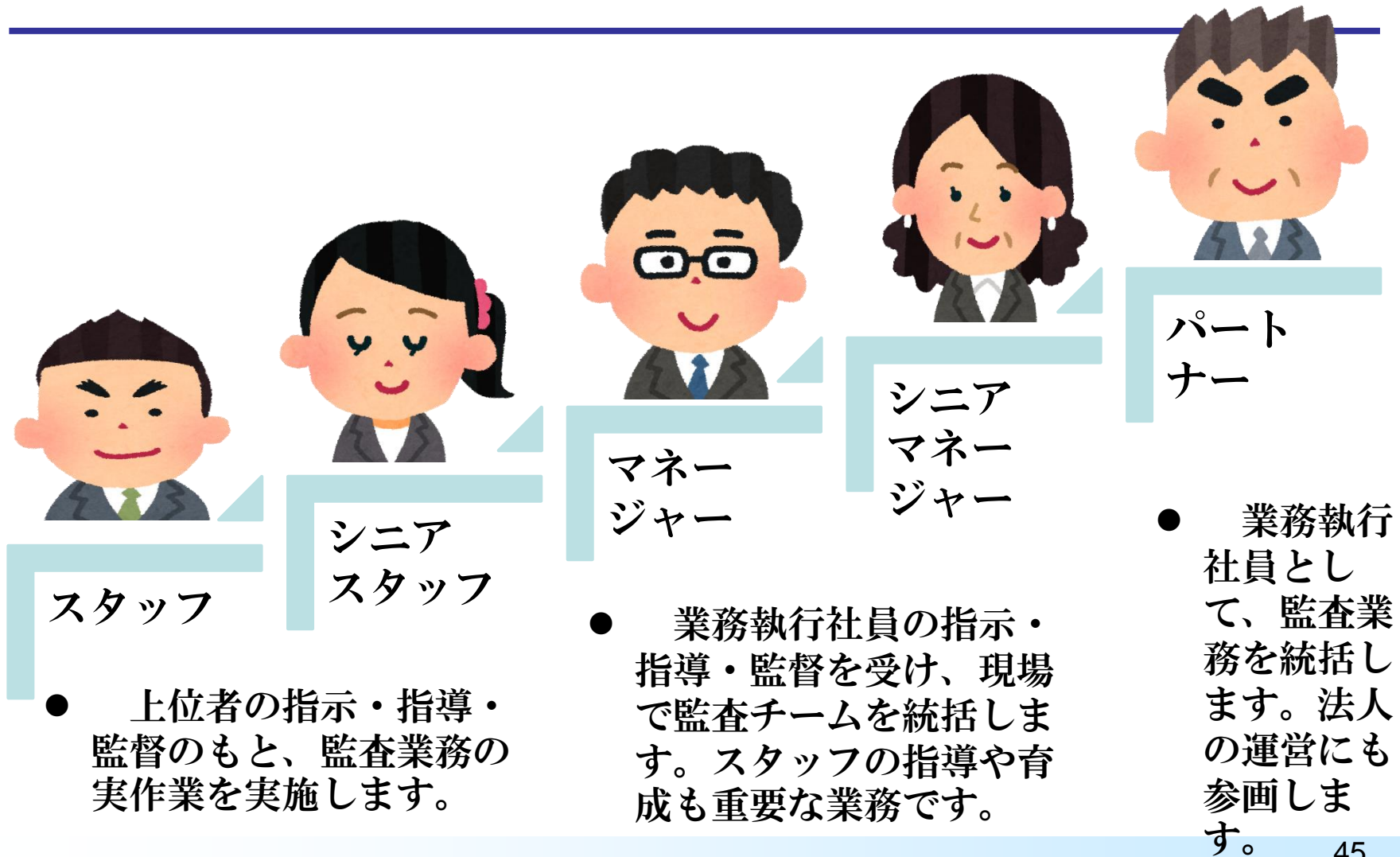
図表 I-3-5 <会計監査人の規模別上場国内会社数の推移>



(資料) QUICK、取引所データより審査会作成

審査会『令和3年版 モニタリングレポート』令和3年、25頁。

Ⅲ-3 監査法人



Ⅲ-3 監査法人

- グローバルに事業を展開する被監査会社を監査するには、監査人もグローバルなネットワークを持つ必要があります。
- 大手監査法人や準大手監査法人は、国際的なネットワークに所属し、ネットワークを構成するネットワーク・ファームとなっています。
- グローバル・ネットワークは、有効かつ効率的に監査業務を実施できるように、電子監査調書やリスクの高い監査領域を識別するためのデータ分析ツールなど、IT（AI）を活用した監査ツールを開発しています。

IV. 会計及び監査の 知識・経験を活かして

1. 拡大する監査業務
2. IPO支援業務
3. アドバイザリー業務
4. 株式会社等の組織の中で
5. 独立の専門職業人として

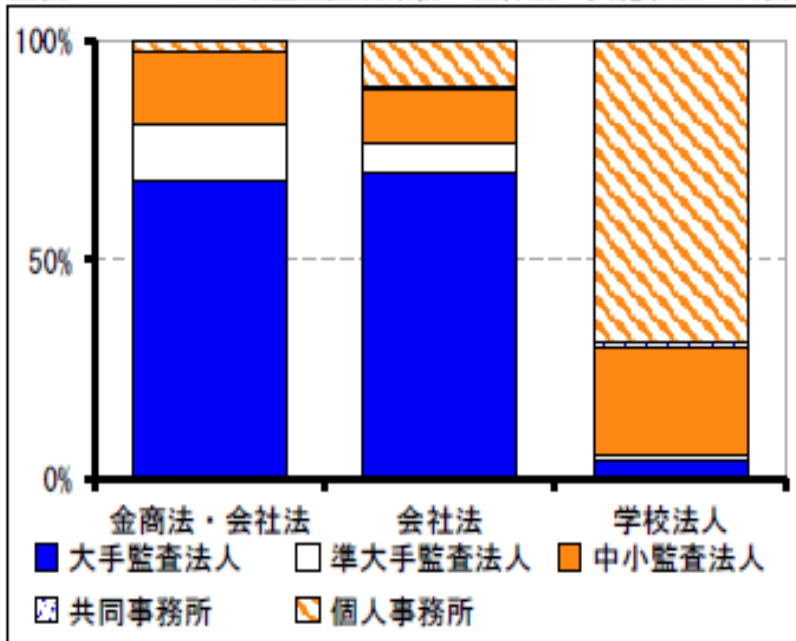


IV-1 拡大する監査業務

- 監査業務－Ⅱで説明した金融商品取引法に基づく監査業務以外にも、多くの法令で、公認会計士又は監査法人による監査を要求しています。
 - － 会社法に基づく会計監査人監査
 - － 私立学校振興助成法に基づく学校法人監査
 - － 国立大学法人法に基づく国立大学法人の監査
 - － 労働組合法に基づく労働組合監査
 - － 地方自治法に基づく地方自治体の監査
 - － 政党助成法に基づく政党交付金による支出などの報告書の監査
 - － 医療法に基づく医療法人の監査
 - － 社会福祉法に基づく社会福祉法人の監査
- 任意監査－法令等で要求されない場合でも、依頼者から依頼を受けて、監査業務を提供する場合があります。

IV-1 拡大する監査業務

図表 I-3-2 <主な監査証明業務の主体別の実施状況（右表の単位：社）>



監査事務所別	金商法・会社法	会社法	学校法人
監査法人	3,945	5,362	1,557
(内訳)	(大手)	(4,224)	(212)
	(準大手)	(400)	(94)
	(中小)	(738)	(1,251)
共同事務所	8	51	90
個人事務所	94	628	3,580

(注) 平成31年4月期から令和2年3月期に係る被監査会社等の監査実施状況を集計。図表I-3-1のデータとは集計期間が異なるため、数値は一致しない。

(資料) 協会データより審査会作成

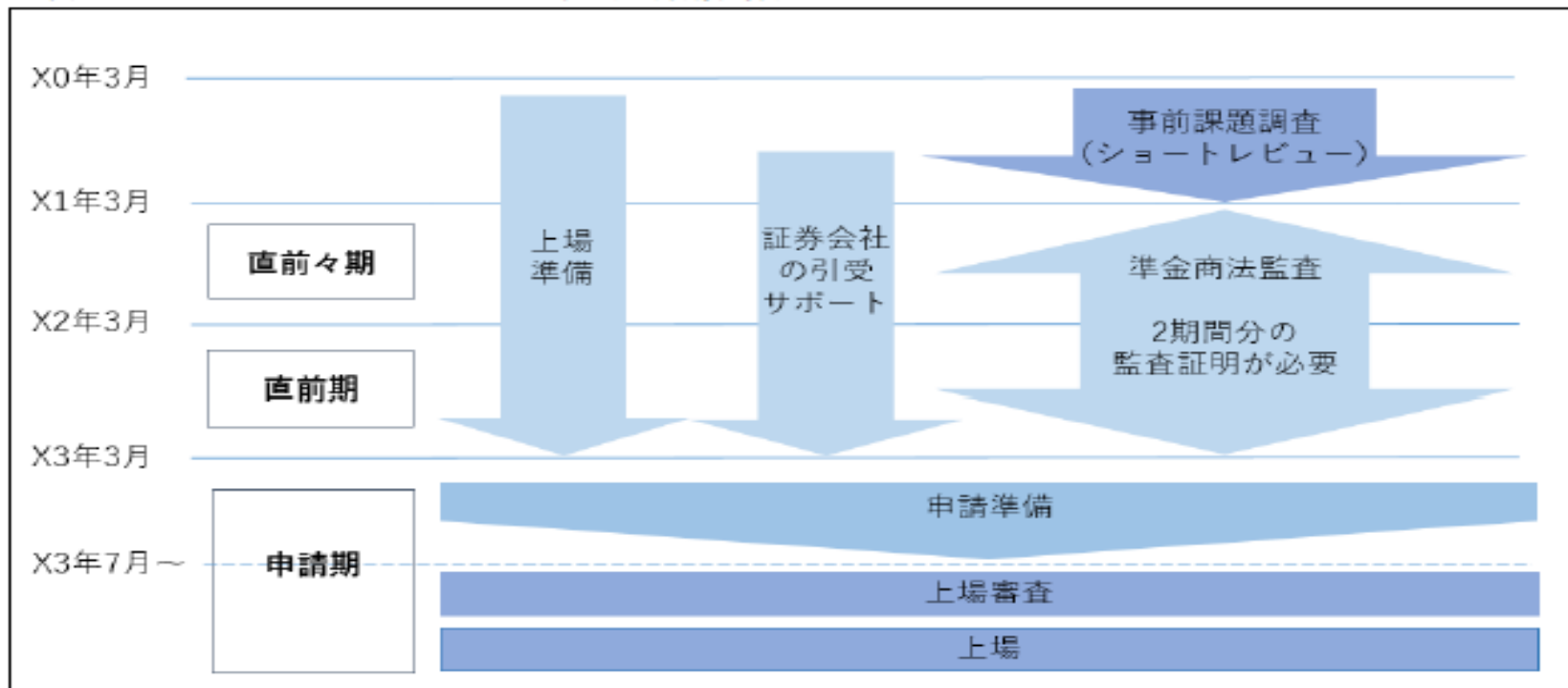
審査会『令和3年版 モニタリングレポート』令和3年、23頁。

IV-2 IPO支援業務

- IPOとは、Initial Public Offeringの略語です。具体的には、株式会社が証券取引所に上場して株式を投資者に売り出して資金調達し、また投資者が取引ができるようにすることをいいます。
- 上場するためには、監査法人による監査を受けなければなりません。監査を受けるためには、前提として、組織体内部に適切な管理態勢（内部統制）を構築し、運用する必要があります。
- その際、株式会社は、**監査法人の支援を受けながら**、内部統制の構築・運用を含む、上場に向けての課題を解決していくことが一般的です。

IV-2 IPO支援業務

図表 I-3-15 < IPO までのスケジュール例（3 月期決算） >



(資料) 審査会作成

審査会『令和3年版 モニタリングレポート』令和3年、31頁。

IV-3 アドバイザリー業務

- 監査法人等では、会計や監査の知見を活かし、様々なアドバイザリー業務を提供しています。
 - － 財務諸表作成支援
 - － 決算早期化支援
 - － IFRS適用支援
 - － 内部統制・内部監査の高度化支援
 - － 管理会計高度化支援
 - － 財務経理プロセス最適化支援
 - － 不正・不祥事の調査

IV-3 アドバイザリー業務

- 大規模な監査法人では、監査法人を中核としたグループを形成し、グループの中に、アドバイザリー業務を行う法人を設立しています。
- グローバルなネットワークを活用し、多様な専門家の知見を活かし、会計や監査の領域にとどまらないサービスを提供する監査法人を中核とするグループもあります。
 - － M&Aアドバイザリー
 - － 企業価値評価
 - － 事業戦略策定支援
 - － 業務改革支援
 - － 事業再編支援
 - － ITリスク管理支援
 - － サイバーセキュリティ・アドバイザリー

IV-4 株式会社等の組織の中で

- 会計基準に精通した公認会計士は、経理や原価管理の担当者として、即戦力になります。
- 豊富な監査経験を持つ公認会計士は、監査役スタッフや内部監査担当者として適任です。
 - － 監査法人の監査を受ける際、監査法人と円滑なコミュニケーションをとることができます。
- 金融機関では、融資業務や資金管理・運用業務等において、会計・監査の知識は不可欠です。
- 官公庁でも、会計や監査（検査）の担当者として、会計や監査の専門家を必要としています。
 - － 組織の中で、会計や監査の知識を必要とする業務は数多くあります。営利組織だけでなく、非営利組織においても同様です。

IV-5 独立の専門職業人として

- 公認会計士としてキャリアを積んだ後、自ら事務所を開業する人も数多くいます。
- 公認会計士は、税理士登録をすることにより、税務業務を行うことができます。
 - 各種税務書類の作成
 - 税務代理業務（申告、不服申立、税務官庁との交渉など）
- 地域に密着して、小規模な組織体に対する監査業務を提供することもできます。また、自身の得意分野を生かしたアドバイザー業務を提供することもできます。

IV-5 独立の専門職業人として

- 上場会社等の社外取締役や社外監査役に就任する公認会計士も多くなっています。
- 会計及び監査の専門的知識を活用し、大学・大学院の教員に就任する公認会計士も多くなっています。

おわりに

- 会計人材は、経済社会のさまざまな分野で必要とされています。
- 公認会計士は、会計人材の中でも、高度の専門的知識と実務経験を有する者として認められた存在です。
- 上場会社等の監査は、**公認会計士にのみ**認められた大変重要な社会的役割です。
- 公認会計士の役割は、上場会社等の監査に限定されるのではなく、多様な組織体において、様々な業務を社会的役割を果たすように期待されています。

おわりに

- 公認会計士＝監査人では**ありません**。
Ⅲ・Ⅳで述べたように、さまざまな領域で活躍することができます。
- 公認会計士は、会計や監査の知識や経験という強みを生かして、グローバルにもローカルにも、自身のライフスタイルにも合わせて、さまざまな形で社会に貢献することができるのです。

参考資料

- 以下の審査会に関する資料は、審査会のホームページ
(<https://www.fsa.go.jp/cpaaob/index.html>)
からダウンロードできます。
 - 『公認会計士・監査審査会 令和元年度版』
 - 『目指せ、公認会計士！』 令和4年
 - 『令和3年版 モニタリングレポート』

ご清聴
ありがとうございました

